

准女御
假稱女御〔小右記〕長和四年十月三日、今夜參議通任婚_{子代}女御、前右大臣通兼子女。

○一條女御尊子

〔日本紀略〕天元元年四月十日甲子、左大臣○藤原賴忠_{二女}遵子入掖庭、准女御被免輦、〔仁和寺諸堂記〕威德寺 白河院御寵人東御方園_{俗號}三祇_{女御}件人建立、本佛百體大威德也。

〔續世繼〕_{宇治の川瀬}白河院の御世に、さき御息所なむかくれさせ給ひて、さるかたぐもおはせざりしに、白河殿ときこえ給ふ人おはしましき、その人待賢門院をば、やしなひたてまつり給て、院も御むすめとてもてなし_きこえさせ給ひしなり、その白河殿あさましき御すくせおはしける人なるべし、宣旨なむはくだされざりけれども、世の人は祇園の女御とぞ申めりしもとより彼院のうちのつばねわたりにおはしけるを、はつかに御らんじつけさせ給て、三千の寵愛ひとりのみなりけり、たゞ人にはおはせざるべし、加茂の女御と世にはいひて、うれしきいはひとて、あぬおとうとのちにつききてきこえしかば、それはかの社のつかさ重助がむすめともにて、女房にまゐりたりしかば御めちかゝりしを、これははつかに御らんじつけられて、それがやうにはなくて、これはことのほかにおもきさまに聞え給ひき。

〔源平盛衰記〕二十六 祇園女御事

古人ノ申ケルハ、清盛ハ忠盛ガ子ニハ非、白川院ノ御子也、其故ハ彼帝_河○白感神院ヲ信ジ御坐テ、常ニ御幸_ゾ有ケル、或時祇園ノ西大門ノ大路ニ、小家ノ女ノ怪ガ水汲桶ヲ戴テ、麻ノ狹衣ノツマヲ舉ツ、幹_{ホツ}ニ桶ヲ居置テ御幸ヲ奉拜、帝御目ニ懸ル御事有ケレバ、還御ノ後彼女ヲ宮中ニ被召テ、常ニ玉體ニ近ヅキ進セケリ、祇園社ノ巽ニ當テ御所ヲ造テ被居タリ、公卿殿上人重キ人ニ奉思テ祇園女御トゾ申ケル、角テ年比ヲ經ル程ニ、小夜深人定テ御ツレぐニ思召出サセ給テ、祇園ノ女御へ御幸アリ。

○按ズルニ、吾妻鏡正治元年八月十九日ノ條ニ、鳥羽院御寵祇園女御トアリ、恐クハ誤ナラン、